

## (6)ねずみ駆除サービスはクーリングオフできる？

H19年7月2日報告 地域相談員 井上真由美

我が家に「近所で家を壊していて、ねずみがお宅の方に逃げ込んできますよ。当社はねずみ駆除サービスをやっていますが、お宅もやりませんか」と電話がありました。確かにねずみの被害が気になっていましたが、電話勧誘の訪問販売で契約しトラブルになったという話をよく聞きます。サービス代金がバラバラで、高齢者宅では200万円も請求されたようです。

とっさに「我が家は改築するので、お断りします」と答えました。店舗を構えた地元の業者に頼んで、ねずみ駆除をやってもらおうと思っています。

電話勧誘によって契約をした場合、訪問販売に該当してクーリングオフができます。事業者から勧誘された不意打ちの契約になるからです。駆除が終わっていても、契約から8日以内に書面で取り消し通知を出せば無条件で解約出来ます。

反対にチラシ広告や電話帳を見て、消費者が呼び寄せて契約した場合は、クーリングオフは出来ません。

契約する前に、2～3社から駆除の方法や金額の見積もりを取るのが確実です。なお、衛生サービスの業界団体埼玉ペストコントロール協会(048-854-2890)に近く業者を紹介してもらうのもよいでしょう。